【国基準訪問型サービス】

訪問型サービス(独自)サービスコード表

・・・・平成31年3月提供分まで請求可。

サーヒ	ごスコード	サービス内容略称			算定項目		合成	算定
種類	項目						単位数	単位
A2	1111	訪問型独自サービスI	イ 訪問型	事業対象者·要支援1· 要支援2(週1回程度)			1,168	1月につき
A2	1113	訪問型独自サービスI・初任	(独自)(Ⅰ)	女义派公(四)回任技/	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	× 70%	818	j
A2	1114	訪問型独自サービスI・同一		1,168 単位		事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合	1,051	j
A2	1115	訪問型独自サービスI・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	× 70% × 90%	736	
A2	2111	訪問型独自サービスI日割		事業対象者·要支援1· 要支援2(週1回程度)			38	1日につき
A2	2113	訪問型独自サービスI日割・初任		文人版上(是)口性汉/	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	× 70%	27]
A2	2114	訪問型独自サービスI・日割・同一		38 単位		事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合	34]
A2	2115	訪問型独自サービスI・日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	× 70% × 90%	24	<u> </u>
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費	事業対象者·要支援1· 要支援2(週2回程度)			2,335	1月につき
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任	(独自)(Ⅱ)		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	× 70%	1,635]
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,335 単位		事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 	2,102	1
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	× 70% × 90%	1,472	<u> </u>
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者·要支援1· 要支援2(週2回程度)			77	1日につき
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	× 70%	54	1
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ・日割・同一		77 単位		事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 	69	1
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ・日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	× 70% × 90%	49	<u> </u>
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サ ー ビス費	要支援2(週2回を超える程度)			3,704	1月につき
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任	(独自)(Ⅲ)		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	× 70%	2,593]
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,704 単位		事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合	3,334]
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	× 70% × 90%	2,334	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		要支援2(週2回を超える程度)			122	1日につき
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任		UIEIX/	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	× 70%	85]
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ・日割・同一		122 単位		事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 	110	1
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ・日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	× 70% × 90%	77	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域	找加 算		所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2		訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	テネバル	-21		所定単位数の 10% 加算		1日につき

A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へ のサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算I	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算I	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算V		(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		